

こ成事第382号
こ支総第11号
令和6年3月29日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長

こども家庭庁
成育局長
(公印省略)
支援局長
(公印省略)

令和6年能登半島地震による災害に係る児童福祉施設等設備災害復旧事業の
実施について

この補助金は、令和6年能登半島地震による災害（以下「令和6年能登半島地震による災害」という。）により被災した、子育て関係事業者等の早期の事業再開に資する観点から、別添の内容により、子育て関連施設等及び障害児関連施設に係る設備等復旧支援事業を「令和6年能登半島地震による災害」が発生した日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

別添

令和6年能登半島地震による災害に係る児童福祉施設等設備災害復旧事業実施要領

第1 目的

この実施要領は令和6年能登半島地震（以下「令和6年能登半島地震による災害」という。）により被災した「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）及び「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）等の規定に基づく事業所又は施設等について、当該事業の復旧に要する費用等の一部を補助することで事業再開に向けた支援を行い、もって被災地における子育て支援サービス及び障害児支援の確保等を図ることを目的とする。

第2 対象事業

（1）子育て関連施設等復旧支援事業分について

「令和6年能登半島地震による災害に係る児童福祉施設等設備災害復旧事業の国庫補助について」（令和6年3月29日こ成事第383号こども家庭庁長官通知）の別紙「令和6年能登半島地震による災害に係る児童福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の3の（3）表1に掲げる被災事業所等について、令和6年能登半島地震による災害の影響により、事業の継続が困難となった子育て支援事業者に対して、新たな活動場所の賃借や従来の活動場所の修繕等により、事業再開するために必要となる初期契約費用（礼金、手数料）、再開準備費用等の一部を補助する。

（2）障害児関連施設分について

交付要綱の3の（3）表2に掲げる被災事業所等について、以下の事業
ア 開設準備経費

被災した障害児通所支援事業所等の事業再開に要する初度設備（机、椅子、パソコン、プリンタ、電話、ファックス等）、事務所借上のため

に必要な礼金、事務の効率化を図るために必要な報酬請求システム等の導入費に係る経費の一部を補助することを事業の内容とする。

イ 災害復旧設備費

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年十一月七日法律第百二十三号。以下「法」という。)に基づく、居宅介護支援等の事業再開に必要な訪問用車両購入費、生活介護支援等の事業再開に必要な介護設備や送迎用車両購入費に係る経費の一部を補助することを事業の内容とする。

第3 被災事業所等の確認について

交付要綱の3の(3)表1及び表2の被災事業所等の確認については、必ずしも現地調査や実地確認を要しないが、現地調査等を行わない場合であっても、罹災証明書、罹災届出証明書、被災証明書、廃車証明書又は被災事業所等に備え付けている備品台帳等を提出させる等、適正な方法により設備整備の必要性の確認に努めること。

第4 事業再開に当たっての留意点(障害児関連施設分)

交付要綱の3の(3)表2に掲げる被災事業所等に係る補助対象経費については、事業再開に要する経費としているが、事業再開に当たっての考え方を次のとおり整理したので、管内民間事業者等への情報提供の際、特に留意されたい。

- (1) 法に規定する廃止の届出後における新規の事業開始、法に規定する休止の届出後における再開に限らず、当該届出が行われない単なる休業後の再開も含まれるほか令和5年梅雨前線豪雨等による災害により被災して以降、継続的に又は一時的に事業を縮小しながら被災地で障害児支援を提供している事業者等の復旧も含まれること。
- (2) 被災した事業所等と同種のサービスを実施することを想定しており、例えば訪問系サービス事業所を廃止し、日中活動系サービス事業所を新規に実施することは、事業再開として認められないこと。
- (3) 本事業は被災地の障害児支援の確保を目的としているため、原則として、被災時に所在していた都道府県(当該所在地が指定都市又は中核市の場合は当該指定都市又は中核市)の同一地域内において事業を実施することを、本事業にいう事業再開とすること。なお、これにより難しい場合は、別途、こども家庭庁に協議すること。
- (4) 被災地の障害児支援確保の推進のためには、事業所の統廃合又は拠点の増加等の有効性が期待される場合もあることから、必ずしも被災事業

所等の数と、事業再開した事業所の数が一致する必要はないこと。なお、本事業の国庫補助額については、事業再開した事業所数ではなく、被災事業所等の数に交付要綱に定める基準額を乗じた額としていること。

第5 対象経費

本事業の対象経費については、交付要綱の6に定めているところであるが、次の点にも留意すること。

- (1) 被災事業所等の補助事業者単位で算出すること。
- (2) 令和6年能登半島地震による災害については令和6年1月1日以降に発生した対象経費の支出額を計上して差し支えないこと。
- (3) このほか、交付要綱の5に定める対象外費用を踏まえ、適切な経費を計上すること。